

東予港西条地区産業用地

地盤改良整備事業

事業契約書（案）

令和●年●月

愛媛県

●共同企業体

目次

第1章 総則	3
第1条 (本契約の目的及び解釈)	3
第2条 (迅速性及び民間の趣旨の尊重)	3
第3条 (本事業の概要)	3
第4条 (乙に対する支払)	3
第5条 (契約の保証)	3
第6条 (許認可及び届出等)	4
第7条 (予算作成・埋立免許変更申請等への協力)	4
第8条 (優先関係)	5
第9条 (責任の負担)	5
第2章 設計業務	6
第10条 (設計業務の実施)	6
第11条 (設計業務の第三者による実施)	6
第12条 (関連行政手続等)	6
第13条 (設計業務責任者の通知等)	6
第14条 (設計作業工程表の作成及び提出)	6
第15条 (設計業務の進捗状況の確認)	6
第16条 (乙による事業者提案又は設計の変更)	7
第17条 (甲の指示による事業者提案又は設計の変更)	7
第18条 (法令変更等による設計変更)	7
第19条 (設計図書等の提出)	8
第20条 (本件事業地の無償使用)	8
第21条 (各種調査)	8
第22条 (近隣対応)	9
第23条 (周辺影響調査・対策業務)	10
第3章 工事業務	11
第24条 (工事業務の実施)	11
第25条 (工事業務の第三者による実施)	11
第26条 (現場代理人及び監理技術者等)	11
第27条 (施工計画書等)	12
第28条 (施工期間中の保険)	12
第29条 (本件工事の実施)	12
第30条 (工事記録の整備等)	12
第31条 (甲の説明要求等)	12
第32条 (中間確認)	13
第33条 (部分使用)	13
第34条 (公共施設整備等への協力)	13
第35条 (乙による竣工確認の前の検査)	13
第36条 (甲による本件工事の竣工確認)	14
第37条 (甲による本件工事の竣工確認通知)	14
第38条 (工期の変更)	15
第39条 (工事の中止)	15
第40条 (工期の変更に伴う費用負担等)	15
第41条 (第三者に発生した損害等)	15
第42条 (不可抗力による損害)	15
第43条 (工事目的物の引渡手続)	16
第44条 (契約不適合責任)	16

第4章 モニタリングの実施	17
第45条 (モニタリング計画書の策定)	17
第46条 (モニタリングの実施)	17
第5章 請負代金	18
第47条 (請負代金の支払)	18
第48条 (請負代金の改定)	18
第49条 (請負代金の返還)	18
第6章 表明及び保証等	19
第50条 (事実の表明及び保証)	19
第7章 契約期間及び契約の終了	22
第51条 (契約期間)	22
第52条 (乙の債務不履行による契約解除)	22
第53条 (甲の債務不履行による契約解除)	23
第54条 (甲の任意による契約解除)	23
第55条 (違約金)	23
第56条 (本件工事竣工前の解除に伴う措置)	24
第57条 (保全義務)	25
第58条 (関係書類の引渡し等)	25
第8章 損害賠償等	26
第59条 (遅延利息)	26
第60条 (損害賠償)	26
第9章 法令変更等	27
第61条 (通知等)	27
第62条 (協議及び増加費用の負担等)	27
第63条 (法令変更等による契約の終了)	27
第10章 不可抗力	28
第64条 (通知の付与)	28
第65条 (協議及び損害額の負担等)	28
第66条 (不可抗力への対応)	28
第67条 (不可抗力による契約の終了)	28
第11章 協議会等の設置	29
第68条 (実務者会議等)	29
第69条 (係争調整会議)	29
第12章 著作権等	30
第70条 (著作権等の帰属)	30
第71条 (著作権の譲渡等)	30
第72条 (著作権等の譲渡禁止)	30
第73条 (第三者の知的財産権等の侵害)	30
第74条 (工業所有権)	30
第13章 その他	32
第75条 (公租公課の負担)	32
第76条 (秘密保持等)	32
第77条 (契約上の地位の譲渡)	32
第78条 (監査等への協力)	32

第 79 条 (管轄裁判所)	32
第 80 条 (疑義に関する協議)	32
第 81 条 (その他)	33
別紙 1 用語の定義集 (第 1 条関係)	34
別紙 2 日程表 (第 3 条、第 19 条関係)	36
別紙 3 設計図書等一覧 (第 19 条関係)	37
別紙 4 本件事業地 (第 20 条関係)	38
別紙 5 乙が加入すべき保険等 (第 28 条関係)	39
別紙 6 竣工図書 (第 43 条関係)	40
別紙 7 請負代金の算定及び支払方法 (第 47 条－第 49 条関係)	41
別紙 8 法令変更等による増加費用の負担割合 (第 40 条、第 62 条、第 63 条関係)	48
別紙 9 不可抗力による損害等の負担割合 (第 40 条、第 42 条、第 65 条、第 67 条関係)	49

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業 事業契約書

- 1 件 名 東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業
- 2 事業場所 東予港西条地区廃棄物処理・活用用地
西条市ひうち字西ひうち30番、31番及び32番
並びに30番、31番、32番及び33番の地先公有水面
- 3 契約金額 金●円
(うち消費税及び地方消費税額は金●円)
- 4 契約期間 本契約の締結の日から令和9年3月15日まで
- 5 契約保証金 第5条に定めるとおり
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり

上記事業について、愛媛県（以下「甲」という。）と、●株式会社を代表者とし、●株式会社、●株式会社及び●株式会社を構成員として、これら●者の中で組成された●共同企業体（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によってこの事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書●通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その原本1通を所持する。

令和●年●月●日

甲： 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村 時広

乙： ●県●市●●丁目●番●号
●共同企業体
(代表者) ●株式会社
代表取締役 ●●

●県●市●●丁目●番●号
(構成員) ●株式会社
代表取締役 ●●

●県●市●●丁目●番●号
(構成員) ●株式会社
代表取締役 ●●

●県●市●●丁目●番●号
(構成員) ●株式会社
代表取締役 ●●

第1章 総則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本契約書において用いられる用語は、別紙1において定められた意味を有するものとする。
 - 3 本契約書における各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約書の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(迅速性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条 乙は、本件地盤改良整備が、本県経済活性化に繋がる大型投資の早急な呼び込みに必要な事業であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条 本事業は、設計業務及び工事業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務から構成される。
- 2 乙は、本契約書、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を遂行しなければならない。
 - 3 乙は、別紙2に定める日程に従って本事業を実施するものとする。

(乙に対する支払)

- 第4条 甲は、本契約に定めるところにより、請負代金を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

(契約の保証)

- 第5条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第7号の場合においては、当該履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。第8号の場合においては、当該保証契約に係る銀行、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下この項において同じ。）の異議なき承諾でかつ確定日付ある書面による債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 国債又は地方債の提供
 - (3) 政府の保証のある債券の提供
 - (4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の提供
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - (6) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険証券による保険
 - (7) 乙の債務不履行により生ずる損害を填補する甲を被保険者とする履行保証保険契約

の締結

- (8) 乙の債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証契約を銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社との間で締結し、自己の費用において当該保証契約に基づき乙が有する保証金支払請求権の上に、第55条第1項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること。
- 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金に相当する金額の10分の1以上としなければならない。
 - 第1項の規定により、乙が同項第2号から第5号までに掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保（当該担保の価値は、同項第2号の債券にあつては額面金額とし、同項第3号及び第4号の債券にあつては額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格）の10分の8をもって換算した額とし、同項第5号の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。）の提供として行われたものとし、同項第6号又は第7号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 請負代金の額に著しい変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（許認可及び届出等）

- 第6条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、乙が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。
- 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
 - 乙は、第1項ただし書きに定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得及び維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下この項及び次項において同じ。）を負担するものとし、その遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、甲及び乙の間でその責任及び損害の負担について協議するものとする。
 - 甲が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は甲が第2項の協力を怠ったことにより乙が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、甲は、乙に対し、その遅延により乙に生じた損害を賠償する。
 - 乙は、本事業の実施に係る許認可の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に甲に提出するものとする。
 - 乙は、本事業の実施に係る許認可の原本を保管し、甲の要請があつた場合には、原本を提示し、又は原本証明付の写しを甲に提出するものとする。

（予算作成・埋立免許変更申請等への協力）

- 第7条 乙は、甲による本事業に係る予算の作成、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出及び公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく変更申請等の書類作成に協力する。
- 乙の責めに帰すべき事由により、乙が前項の規定に従い作成し、又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。
 - 前項の場合を除き、甲が行う本事業に係る予算の作成、土壌汚染対策法に基づく届出

及び公有水面埋立法に基づく変更申請等に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。

(優先関係)

第8条 本契約書、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業者提案と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にかかわらず、甲乙協議の上、事業者提案の記載を要求水準書の記載に優先することができるものとする。

(責任の負担)

第9条 乙は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 本契約に別段の定めのある場合を除き、乙の本事業実施に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

第2章 設計業務

(設計業務の実施)

第10条 乙は、本契約の締結後速やかに、本契約書、要求水準書及び事業者提案に従って、本件地盤改良整備に係る設計業務を実施する。

(設計業務の第三者による実施)

第11条 設計企業は、設計業務を自ら実施しなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、設計企業は、第三者に対し、本件地盤改良整備の設計業務の全部又は主たる部分を委託し、又は請け負わせてはならない。

3 設計業務の実施に関して第1項ただし書きの規定に基づき第三者を使用する場合、当該第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、設計業務の実施に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(関連行政手続等)

第12条 乙は、自己の責任により、本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならない。

2 乙は、前項に定める手続の実施については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

(設計業務責任者の通知等)

第13条 乙は、本契約の締結後速やかに、設計業務を実施するために必要となる管理技術者及び照査技術者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知する。

2 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

3 乙は、設計・施工期間中、第1項に基づき通知した設計業務を実施するために必要となる管理技術者及び照査技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

4 甲は、第1項の規定により通知がなされた設計業務を実施するために必要となる管理技術者及び照査技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲及び乙は、設計業務を実施するために必要となる管理技術者及び照査技術者の変更に関し協議を行う。

5 乙は、本契約の締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計担当者一覧及び設計体制表を作成し、甲に提出し、その確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

(設計作業工程表の作成及び提出)

第14条 乙は、本件地盤改良整備の設計に係る設計作業工程表を作成し、本契約の締結後速やかに甲に提出する。

(設計業務の進捗状況の確認)

第15条 乙は、甲に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 甲は、本件地盤改良整備が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計

作業工程表に基づき設計されていることを確認するため、乙に対し本件地盤改良整備の設計状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。

- 3 乙は、前項に規定する設計状況その他の事項についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して協力し便宜を図るものとし、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。
- 4 甲は、前3項の規定に基づく説明、書類の提出等又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(乙による事業者提案又は設計の変更)

第16条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、事業者提案又は設計図書等（甲及び乙の間で行われた打合せにおいて書面により合意された事項を含む。第19条及び第58条第1項を除き、以下同じ。）の変更を行うことはできない。

- 2 前項の規定に従い乙が甲の承諾を得て事業者提案又は設計図書等の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が発生したときは、乙が当該増加費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは、協議により請負代金の額を減額するものとする。

(甲の指示による事業者提案又は設計の変更)

第17条 甲は、要求水準書、事業者提案又は設計図書等の変更が必要であると認めるときは、事業者提案の趣旨を逸脱しない限度で、乙に対し、事業者提案又は設計図書等の変更内容を記載した書面により、事業者提案又は設計図書等の変更を求めることができる。この場合、乙は、当該書面を受領した日から14日以内に、甲に対し、その事業者提案又は設計図書等の変更の可否を書面により通知しなければならない。甲は、当該通知を受領した日から7日以内に、事業者提案又は設計図書等の変更の要否を決定し、乙に通知する。乙は、この甲の決定に従うものとする。

- 2 前項の規定に基づき、乙が事業者提案又は設計図書等の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が生じたときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは、請負代金の額を減額する。
- 3 乙は、第1項の変更により乙に増加費用が生じるときは、変更要求事項の範囲外の業務も考慮し、当該増加費用を吸収できるような仮対案を甲に対して提案するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、設計完了前に、甲の要求により入札説明書等及び事業者提案に基づく設計条件の趣旨を損ない、又は工期の変更を伴う設計条件の変更を行う場合、甲及び乙は、当該設計条件の変更に係る請負代金の額の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用を超えるときは、甲は、乙に対し、その超過部分の費用を請負代金の額に加算して支払う。

(法令変更等による設計変更)

第18条 関係法令の改正その他法令変更等により、要求水準書、事業者提案若しくは設計図書等又は本件地盤改良整備の変更が必要となった場合、乙は、甲に対し、事業者提案若しくは設計図書等又は本件地盤改良整備の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。

- 2 本件地盤改良整備の竣工までに、入札説明書等に明示されていない本件事業地の瑕疵に起因して、要求水準書、事業者提案若しくは設計図書等又は本件地盤改良整備の変更が必要となった場合、乙は、甲に対し、事業者提案若しくは設計図書等又は本件地盤改良整備の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときは、これ

を承諾する。

- 3 第1項又は第2項に基づく変更起因して設計、本件地盤改良整備に係る乙の費用が増加した場合、当該変更が乙の責めに帰すべき事由によることを除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じた場合は、請負代金につき当該その減少した費用相当額を減額する。

(設計図書等の提出)

第19条 乙は、設計の完了後遅滞なく、別紙3に規定する設計図書等をそれぞれ甲に提出しなければならない。設計企業は、設計図書等の内容を説明しなければならない。設計図書等の変更を行う場合も同様とする。

- 2 前項の場合における設計図書等の提出は、別紙2の日程表に従うものとする。
- 3 甲は、第1項に基づき提出された設計図書等が本契約書、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲及び乙の間で行われた設計打合せにおいて書面により合意された事項に従っていない、又は第1項に基づき提出された設計図書等では、本契約書、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲及び乙の間で行われた設計打合せにおいて書面により合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合、乙と協議の上、乙の負担において、その修正を求めることができる。甲は、当該修正を求めない場合、第1項に基づき提出された設計図書等の確認を乙に通知するものとする。
- 4 乙は、甲からの指摘（前項の規定による甲による修正の要求を含む。）により、又は自ら設計に不備又は不具合等を発見したときは、自らの負担において、速やかに設計図書等の修正を行い、その修正の内容について、甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備又は不具合等を発見した場合も同様とする。
- 5 前項の規定による修正の結果、本件地盤改良整備が遅延した場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、本件工事の竣工予定日から実際の竣工日までの日数に応じ、請負代金のうち、当該遅延に係る出来形に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に第59条第1項に定める利率で計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その超過額を乙に請求することができる。
- 6 乙は、第3項の規定に基づく甲による設計図書等の確認並びに第15条第1項の規定に基づく設計業務の進捗状況の説明及び報告のほか、各会計年度末後遅滞なく、当該会計年度末時点における設計業務の進捗状況を、甲に対し、書面により報告するものとする。この場合における乙による書面による報告については、第3項から前項までの規定を準用する。

(本件事業地の無償使用)

第20条 乙は、本事業の履行の目的のために、本事業の履行に合理的に必要な範囲で、別紙4の事業地を無償で使用することができる。なお、本件事業地以外に乙が本事業の実施に必要な仮設及び資機材置場等を自己の費用及び責任で確保することについては、これを妨げない。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本件事業地を使用し、また、本事業の履行の目的以外の目的のために本件事業地を使用しない。

(各種調査)

第21条 乙は、事業者提案に従って、測量及び地質調査その他の本件地盤改良整備の設計及び工事に付随して必要となる調査を実施する。また、乙は、自らの責任及び費用負担において、本件地盤改良整備の設計及び施工に必要な測量及び調査（本項前段の調査とあわせて、以下この条において「調査等」という。）を実施することができる。

- 2 乙は、前項に定める調査等を実施する場合は、当該調査等に着手する前に、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従って、調査計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、調査等に係る一切の責任及び費用並びに調査等の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項に定める調査等を終了したときは、調査報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、工事に先立って、第1項に定める調査等を行う場合、調査等の日時及び概要をあらかじめ甲に連絡し、その承諾を得た上で、当該調査等を行うことができる。
- 5 甲は、第2項に定める調査計画書又は第3項に定める調査報告書を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、調査等の内容及び方法その他当該調査計画書又は当該調査報告書に合理的に関連する事項について、協議又は説明を求めることができる。
- 6 乙が第1項の規定に従って調査等を行った結果、本件事業地に関して、入札説明書等において明示されていない、又は入札説明書等に明示されていた内容と異なる本件事業地の瑕疵が存在し、乙が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができない場合又は乙が本事業を実施するのに乙に著しい損害（増加費用を含む。以下同じ。）が発生することが判明した場合、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。これに起因して乙に損害が発生した場合、甲は、合理的な範囲において当該損害を負担するものとする。また、これに起因して乙に費用の減少が生じた場合、甲及び乙は、協議の上、請負代金を減額するものとする。
- 7 前項の場合、乙は、当該損害の発生を防ぎ、また、その拡大を低減するよう、最大限努力しなければならない。

（近隣対応）

- 第22条 乙は、本契約の締結後適切な時期に、自己の責任及び費用において、本事業の概要、日程及び工事実施計画等（調査、施工時期、施工方法等の計画。以下第4項において「工事実施計画等」という。）について、周辺企業、地元漁業協同組合及び西条市等（以下「地元関係機関」という。）への説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力しなければならない。
- 2 乙は、前項の説明に先立って、乙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の説明の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施工、地元関係機関との対応その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
 - 4 乙は、甲の承諾を得ない限り、地元関係機関との対応の不調を理由として、工事実施計画等の変更をすることはできない。この場合、甲は、乙が工事実施計画等を変更せず、更なる対応によっても近隣関係者等の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画等の変更を承諾する。
 - 5 地元関係機関との対応の結果、本件地盤改良整備の竣工の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は、協議の上、速やかに本件地盤改良整備の竣工予定日を変更することができる。
 - 6 地元関係機関との対応の結果、乙に生じた費用（その結果、本件地盤改良整備の竣工予定日が変更されたことによる増加費用を含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、乙が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因するものについては、甲が負担する。
 - 7 乙が本条の規定に基づき合理的な対応を実施したにもかかわらず、近隣関係者の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難となり、又は事業者提案の範囲を超える設計変更が必要となった場合には、甲は、乙と協議の上、本契約を解除すること

ができる。この解除については、第 67 条の規定を適用する。

(周辺影響調査・対策業務)

- 第 23 条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び地下水位低下その他周辺環境に与える影響（地下水の水質及び水量への影響を含む。）を調査し、分析し、及び検討し（これらを総称して、以下第 2 項及び第 4 項において「周辺環境調査等」という。）、適切な対策を講じるものとする。
- 2 乙は、前項に定める周辺環境調査等及び対策に先立って、乙が実施しようとする当該周辺環境調査等及び当該対策の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、当該周辺環境調査等及び当該対策の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、前項に定める説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響対策その他当該説明又は報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
 - 4 第 1 項に定める周辺環境調査等及び対策並びに前項に定める協議に要する費用は、乙が負担するものとする。また、乙は、当該周辺環境調査等及び対策の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用を負担するものとする。ただし、乙が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因するものについては、甲が負担する。
 - 5 乙は、本事業の実施に伴い本件事業地から建設発生土を搬出する場合、建設発生土の搬出先の名称及び所在地を甲に報告する。
 - 6 乙は、土砂を本件事業地に搬入する場合、搬入元及び搬入ルートを県に報告する。その場合、土砂は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号）第 1 条に規定する水底土砂に係る判定基準かつ愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 12 年 3 月 24 日条例第 2 号）第 5 条に規定する土砂基準を満足する材料とし、試験結果を甲に提出する。
 - 7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する場合は、乙は、工事の着手前に者に再生資源利用促進計画を甲に提出し、その内容を説明しなければならない。工事完了後に甲から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第3章 工事業務

(工事業務の実施)

第24条 乙は、本契約書、要求水準書、事業者提案及び設計図書等に従って、工事業務を実施する。

(工事業務の第三者による実施)

第25条 工事企業は、工事を下請負人に請け負わせて施工するときは、あらかじめ、当該工事の下請負人につき、その商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。下請負人又は下請工事の内容を変更したときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事企業は、第三者に対し、工事業務の全部又は主たる部分を委託し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、各本件工事の着工予定日までに、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出し、確認を受けなければならない。それらの内容を変更するときも同様とする。

4 工事業務実施に関して第1項の規定に基づき第三者を使用する場合、当該第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、工事業務実施に関して乙又は乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

5 乙は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（乙が直接契約する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

6 前項の規定にかかわらず、乙は、その建設業者と下請契約を締結しなければ工事業務に係る施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を甲に提出しなければならない。

7 乙が第5項の規定に違反していると甲が認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると甲が認めたにもかかわらず、乙が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、乙は、甲の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、乙が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(現場代理人及び監理技術者等)

第26条 乙は、本件工事着工前に、次の各号に掲げる者を設置するものとし、設置後速やかに、甲に対して、当該者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知し、甲の確認を受けなければならない。

(1) 現場代理人

(2) 建設業法第26条第2項に定める監理技術者又は同条第1項に定める主任技術者

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者をいう。）

2 前項各号に掲げる者は、これを兼ねることができる。

3 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した現場代理人及び監理技術者又は主任技術

者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた現場代理人又は監理技術者若しくは主任技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲及び乙は、当該現場代理人又は監理技術者若しくは主任技術者の変更に関し協議を行う。

(施工計画書等)

第27条 乙は、本件工事着工予定日の前日までに、設計図書等に従って、全体工事工程表を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、各本件地盤改良整備の各工事種目の着工予定日の10日前までに、本契約書、要求水準書、事業者提案及び設計図書等に従って、施工計画書(工事工程表及び施工要領書を含む。)その他甲の指定する書類を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、仮設工事を行う場合、本契約書、要求水準書及び事業者提案に従って、総合仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、別途甲との協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。
- 5 第3項に定める総合仮設計画書の提出後にその修正が必要となった場合、乙は、適宜当該総合仮設計画書の修正を行い、当該修正内容を甲に報告し、甲の確認を受けなければならない。

(施工期間中の保険)

第28条 乙は、施工期間中、別紙5の第1に定める保険に加入し、保険料を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(本件工事の実施)

第29条 乙は、本契約書、要求水準書、事業者提案、設計図書等、全体工事工程表及び施工計画書に従って、本件工事を遂行する。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件地盤改良整備を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、本契約書、要求水準書、事業者提案、設計図書等及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、工事に着手しようとする場合には、あらかじめ、甲に工事着工届を提出し、甲の確認を受けなければならない。

(工事記録の整備等)

第30条 乙は、本件工事現場に常に工事記録を整備しなければならない。

- 2 乙は、本件工事に必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用で調達しなければならない。

(甲の説明要求等)

第31条 甲及び甲が委託する工事監理を行う事業者(以下「工事監理業者」という。)は、本件工事が本契約書、要求水準書、事業者提案、設計図書等及び施工計画書に従い実施されていることを確認するために、本件工事の状況及び品質管理について、乙に対して

説明を求め、確認することができる。この場合において、本件工事の現場において実施状況を確認するときは、乙が立ち会うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲及び工事監理業者に対して可能な限りの協力を行うとともに、甲及び工事監理業者に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件工事の状況及び品質管理が本契約書、要求水準書、事業者提案、設計図書等若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約書、要求水準書、事業者提案、設計図書等若しくは施工計画書に規定する水準若しくは仕様を満たさないと甲が判断した場合、甲は、乙に対して、その是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 4 甲及び工事監理業者は、乙から施工体制台帳及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(中間確認)

第32条 甲は、本件地盤改良整備が本契約書、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、設計図書等及び施工計画書に従い施工されていることを確認するために、施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項の中間確認の結果、本件工事の状況が本契約書、要求水準書、事業者提案、設計図書等若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約書、要求水準書、事業者提案、設計図書等若しくは施工計画書に規定する水準若しくは仕様を満たさないと判断した場合、乙に対して、その是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

(部分使用)

第33条 本件工事により設置される構造物等(以下「工事目的物」という。)がある場合、甲は、第43条の規定による引渡前においても、本件工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、当該損害を負担しなければならない。

(公共施設整備等への協力)

第34条 甲及び西条市その他甲が認める事業者が実施する、工業用水道、上水道、公共下水道、臨港道路その他各種インフラ整備に係る測量等各種調査、設計及び工事の施工に対して、乙は協力しなければならない。

- 2 前項の場合、乙が甲に協力する際に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、甲及び西条市その他甲が認める事業者が実施する関連工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。
- 4 甲は、その他甲が認める事業者が前項の関連工事を実施する場合には、事前に乙に通知した上で、乙と調整を行うものとする。

(乙による竣工確認の前の検査)

第35条 乙は、本件工事の完了後に、自己の責任及び費用負担において、面積を測量する

とともに、竣工確認の前の検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工確認の前の検査への立会いを求めることができる。
- 3 乙は、竣工確認の前の検査に対する甲の立会いの実施の有無を問わず、甲に対して、竣工確認の前の検査の結果に検査が終了したことを証する書面その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（次条第1項において「工事業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

（甲による本件工事の竣工確認）

第36条 甲は、前条第3項に規定する工事業務完了報告書を受領してから14日以内に、竣工確認を行う。乙は、甲の竣工確認に際して、現場説明、施工記録等の資料提供その他の竣工確認に必要な行為を行って、甲に協力しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、工事目的物等を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項に定める竣工確認により本件地盤改良整備が、本契約書、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計図書等どおりに施工されていると認めるときは、本件工事完了の承諾を行わなければならない。
- 4 甲は、本件地盤改良整備が本契約書、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計図書等どおりに施工されていないと認めるときは、不備又は不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその修補を求めることができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後あらためて甲の確認及び承諾を得なければならない。この場合には、本条第1項に定める期限の定めは適用せず、甲及び乙は速やかに手続を行わなければならない。
- 6 前項に規定する修補の結果、竣工が、竣工予定日より遅延した場合は、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、本件工事の竣工予定日から実際の竣工日までの日数に応じ、請負代金のうち、当該遅延に係る出来形に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に第59条第1項に定める利率で計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その超過額を乙に請求することができる。
- 7 乙は、各会計年度末後遅滞なく、設計図書等において当該会計年度中に完了するものと指定された部分の完成の確認のための検査を行うものとする。当該検査については、前条及び前各項の規定を準用する。この場合において、前条中「竣工確認の前の検査」とあるのは「次条第7項に基づく検査」と、前条第3項及び本条第1項中「工事業務完了報告書」とあるのは「工事業務の会計年度末に係る報告書」と、本条第1項中「竣工確認」とあるのは「第7項に定める確認」と、本条第3項中「本件工事完了」とあるのは「会計年度中に完了するものと指定された部分の完成」と読み替えるものとする。

（甲による本件工事の竣工確認通知）

第37条 甲は、前条第3項に規定する本件工事の完了の承諾を行った後、乙に対し竣工確認通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、工事業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 3 前条第7項に基づく各会計年度中に完了するものと指定された部分の完成の承諾については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「竣工確認通知」とあるのは「出来形部分の確認通知」と読み替えるものとする。

(工期の変更)

第 38 条 甲が乙に対し工期の変更を請求した場合、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を定めるものとする。

2 不可抗力若しくは法令変更等又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求したときは、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を定めるものとする。

3 前 2 項の場合において、甲及び乙の間において合理的な期間内に協議が整わないときは、甲が合理的な工期を定めるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(工事の中止)

第 39 条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合であって、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。

(工期の変更に伴う費用負担等)

第 40 条 前 2 条に基づき工期が変更された場合で、乙に損害が生じるときは、当該損害の負担については、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。

(2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。

(3) 法令変更等又は不可抗力による場合は、別紙 8 又は別紙 9 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第 41 条 本件工事について第三者に損害（本件工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動その他の理由により第三者に発生した損害を含み、第 28 条の規定により付された保険により填補された部分を除く。）を発生させた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因して生じたものについては、甲が負担する。

2 第 17 条又は第 18 条の設計変更に起因して第三者に損害を与えた場合、甲がその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第 1 項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに請求を受けた金額を支払わなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の場合その他本件工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 42 条 工事目的物がある場合、乙が本件工事目的物の引渡しを行う前に、不可抗力により、本件工事目的物（施工中の出来形を含む。）に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は、直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知する。

3 第 1 項に規定する損害（乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）については、別紙 9 の負担割合に従い合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(工事目的物の引渡手続)

第 43 条 工事目的物がある場合、乙は、甲から竣工確認通知を受領したときは、工事目的物の引渡予定日に、別紙 6 に記載する竣工図書とともに、工事目的物の所有権を甲に移転するものとする。ただし、乙は、本件工事目的物について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

2 工事目的物がない場合、乙は、甲から竣工確認通知の受領後速やかに、別紙 6 に記載する竣工図書を県に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第 44 条 工事目的物がある場合、甲は、本件工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 43 条の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。

3 甲は、本件工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。

4 甲は、本件工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

第4章 モニタリングの実施

(モニタリング計画書の策定)

第45条 乙は、甲と協議の上、本契約の締結後速やかにモニタリング計画書を策定し、甲に提出する。

(モニタリングの実施)

第46条 乙は、自らの責任及び費用において、設計・工事期間中、本件工事が要求水準書及び事業者提案に規定する水準を満たしているかどうかを確認できるようにするために、セルフモニタリングを実施し、その結果を記載した報告書を甲に提出する。

2 セルフモニタリングの項目、方法及び評価の方法並びに要求水準等を満足していない場合の措置等の手続については、前条に基づき策定するモニタリング計画書による。

3 甲は、第1項の規定に基づき提出を受けた報告書の内容を確認するとともに、当該報告書に基づき、同項に基づく乙によるセルフモニタリングの手続及び結果の妥当性並びに本件工事が要求水準書に規定する水準を満たしているかどうかを確認する。

第5章 請負代金

(請負代金の支払)

第47条 甲は、乙に対し、別紙7に掲げる方法、金額及びスケジュールに従い、請負代金を支払うものとする。

(請負代金の改定)

第48条 請負代金の改定は、別紙7に掲げる方法に従い行う。

(請負代金の返還)

第49条 甲は、各種報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべき請負代金から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た請負代金に相当する額に第59条第1項に定める利率を乗じて計算した額の損害金を加えた額を減額することができる。

2 前項に定める場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべき請負代金が当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た請負代金及び前項に定める損害金の合計額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

3 第1項に定める場合において、甲の乙に対する請負代金の支払が完了しているときは、乙は、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た請負代金に相当する額に第59条第1項に定める利率を乗じて計算した額の損害金を、甲に対して、直ちに返還しなければならない。

第6章 表明及び保証等

(事実の表明及び保証)

第50条 乙及び各組合員は、甲に対し、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 乙は、日本法に基づき適法に結成され、有効に存続する民法(明治29年法律第89号)上の組合であり、各組合員は、会社法(平成17年法律第86号)に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。
- (2) 乙及び各組合員は、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利及び能力を有し、本契約上の乙及び各組合員の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、強制執行可能な乙及び各組合員の連帯債務を構成すること。
- (3) 乙による本契約の締結及び履行は、乙(各組合員を含む。以下本号において同じ。)の業務の範囲内の行為であり、乙は、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる承認手続(法令並びに乙の組成に係る組合契約その他の協定書及び各組合員の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を含む。)を適式に履践していること。
- (4) 本契約が、各組合員の代表者又は当該代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
- (5) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙及び各組合員に対して適用されるすべての法令並びに乙の組成に係る組合契約その他の協定書及び各組合員の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙若しくは各組合員が当事者であり、又は乙若しくは各組合員が拘束される契約その他の合意に違反せず、また、乙又は各組合員に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。
- (6) 乙若しくは各組合員について、倒産等(破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の法的倒産手続、清算若しくは解散若しくはこれらに相当する法的手続及び私的倒産手続をいう。以下同じ。)の手続開始の申立てがなされておらず、又は乙若しくは各組合員が倒産等の手続開始の決議を行っていないこと。
- (7) 乙及び各組合員は、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと。
- (8) 乙及び各組合員は、公租公課を滞納していないこと。
- (9) 本契約の債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により本契約の債務不履行を惹起させる事由は存在せず、また、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与え、又は将来与える事実は存在しないこと。
- (10) 乙による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち乙(各組合員を含む。)が取得し、又は届け出るべき許認可がある場合、当該許認可のすべてが適法に取得され、又は適法に完了し、これらに係る手続が適法に履践され、かつ、当該許認可及び当該手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと。
- (11) 本事業を実施するために必要な乙及び各組合員の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な乙及び各組合員の能力に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟、請求、仲裁、調停又は行政手続が提起され、又は開始されておらず、また、乙又は各組合員の知る限り、その見込みもないこと。
- (12) 本契約に関し、乙及び各組合員が甲に対して提供した一切の情報が、当該情報が提供された時点において、一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在甲に対し開示されておらず、かつ、開示された場合に、甲の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙及び各組合員が認知していないこと。

2 乙は、甲に対し、本契約の締結後 10 日以内に、甲が合理的に満足する形式及び内容の次の各号に掲げる書面を提出することを約束する。なお、次の各号に掲げる書面の記載内容が変更された場合も同様とする。

(1) 許認可に関する以下の書類

ア 本事業を遂行するために必要であって、本契約の締結に先立ち乙（各組合員を含む。）が取得し、又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得し、又は完了し、当該許認可が有効に維持されていることを証する書面の写し

イ 本事業を遂行する委託先の企業（再委託先を含む。）及びこれらの使用人が本契約の締結に先立ち取得し、又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得し、又は完了し、当該許認可が有効に維持されていることを証する書面の写し

(2) 各組合員に係る以下の書類

ア 原本証明付の定款の写し

イ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

ウ 印鑑証明書

エ 本契約の締結に係る授權を証する原本証明付の取締役会議事録等の写し

(3) その他甲が別途合理的に要求する書類

3 乙及び各組合員は、甲に対し、次の各号に掲げる書類を当該各号の定めに従って提出することを約束する。なお、次の各号に掲げる書面の記載内容が変更された場合も同様とする。

(1) 第 5 条の規定に従い、契約保証金を納付したこと（同条に定めるいずれかの方法を取ったこと、又は同条に従い履行保証保険を締結し、若しくは履行保証保険の保険金請求権に質権を設定したことを含む。以下この号において同じ。）を証する書面を、契約保証金を納付した日から●日以内に提出すること。

(2) 本事業を遂行するために必要であって、本契約の締結後に取得し、又は届出をすべき許認可がある場合であって、当該許認可を取得し、又は完了したときは、その取得又は届出完了後 10 日以内に、当該許認可を取得し、又は完了したことを証する書面の写しを提出すること。

(3) 本事業を遂行する委託先の企業（下請け及び再委託先を含む。）及びこれらの使用人が本契約の締結後に取得し、又は届出をすべき許認可がある場合であって、当該許認可を取得し、又は完了したときは、その取得又は完了後 10 日以内に、当該許認可を取得し、又は完了したことを証する書面の写しを提出すること。

(4) 本事業の進捗状況その他の本事業又は乙若しくは各組合員に関する情報で、随時甲が合理的に請求する書類又は資料を、請求を受けた後、速やかに提出すること。

4 乙及び各組合員は、甲に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。

(1) 乙は、日本法に基づき適法に結成され、有効に存続する民法上の組合であり、各組合員は、会社法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。

(2) 乙及び各組合員は、本契約を締結し、本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利及び能力を有し、本契約上の乙及び各組合員の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、強制執行可能な乙及び各組合員の連帯債務を構成すること。

(3) 乙による本契約の締結及び履行は、乙（各組合員を含む。以下この号において同じ。）の業務の範囲内の行為であり、乙は、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる承認手続（法令並びに乙の組成に係る組合契約その他の協定書及び各組合員の定款、取締役会規則その他社内規則上要求されている授權その他一切の手続を含む。）を適式に履践していること。

(4) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙及び各組合員に対して適用されるすべての法令並びに乙の組成に係る組合契約その他の協定書及び各組合員の定款、取締

- 役会規則その他の社内規則に違反せず、乙若しくは各組合員が当事者であり、又は乙若しくは各組合員が拘束される契約その他の合意に違反せず、また、乙又は各組合員に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。
- (5) 乙及び各組合員は、甲に対し、本契約に関し、その情報が提供される時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を提供すること。
- (6) 次に掲げる事実を知った後直ちにこれを甲に対し通知すること。
- ア 本契約の債務不履行事由その他乙又は各組合員による本契約違反
 - イ 第1項に規定する表明及び保証に係る不実
 - ウ 乙又は各組合員及び委託先又は請負人の間の契約に係る重大な契約違反
 - エ 乙又は各組合員が当事者となっているその他の契約における乙又は各組合員の重大な契約違反
 - オ 各組合員の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更
 - カ 乙又は各組合員に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属又はそれらのおそれのある事実
 - キ 各組合員に対する国又は地方公共団体による業務停止、入札参加資格停止又は指名停止の事実
 - ク 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更等
 - ケ その他乙若しくは各組合員又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実
 - コ 時の経過又は通知により、上記アからケまでに掲げる事実のいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生
- (7) 本事業を遂行するために必要な許認可を取得し、又は完了し、本事業の期間中その効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更し、又は更新すること
- 5 乙及び各組合員は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。
- (1) 本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至る前に、本契約上の地位及び本事業に関して甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
 - (2) 甲に対して有する債権について、これを第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
 - (3) 本件工事目的物の出来形の全部又は一部について、これを譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
 - (4) 倒産等の手続開始の申立て又は倒産等の手続開始の決議を行うこと

第7章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第51条 本契約は、本契約の締結の日から効力を生じ、本件工事の竣工確認通知又は工事的目的物がある場合は、その引渡終了日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

(乙の債務不履行による契約解除)

第52条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本契約に基づき実施すべき業務に着手すべき期日を過ぎても当該業務に着手しないとき
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき
- (3) 第26条に掲げる者を設置しなかったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき
- (5) 第53条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき
- (6) 各組合員のいずれかが次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたとき認められるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき認められるとき

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

- 2 甲は、各組合員（第3号及び第4号にあっては、各組合員の役員又は使用人を含む。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる

る。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この項において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき
- (3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき
- (4) 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）

（甲の債務不履行による契約解除）

第 53 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第 17 条の規定により設計図書等を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき
- (2) 第 39 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

（甲の任意による契約解除）

第 54 条 甲は、本契約を継続する必要がなくなった場合又はその他甲が必要と認める場合には、6 月以上前に乙に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第 55 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、請負代金の額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 52 条の規定により本契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙又は各組合員について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 各組合員について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙又は各組合員について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができるものとする。
- 4 第 1 項の場合において、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回

るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

- 5 第 53 条又は第 54 条の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、当該終了により被った合理的な損害の賠償を請求することができるものとする。

(本件工事竣工前の解除に伴う措置)

- 第 56 条 甲は、本契約が解除された場合においては、既に完了した部分（以下この項において「既履行部分」という。）があると認めたときの既履行部分の出来形部分を検査し、既履行部分又は出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物がある場合、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、別紙 7 に掲げる方法に従って前払金の支払が行われたときは、当該前払金の額（同別紙に掲げる方法に従って部分払が行われているときは、当該部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金の額になお余剰があるときは、乙は、その解除が第 52 条の規定によるとき又は第 55 条第 2 項各号に掲げる者によるにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める前払金の支払の日時点における率を乗じて計算した額の利息を付した額を、その解除が第 53 条又は第 54 条の規定によるにあっては、その余剰額を、それぞれ甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、本契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の規定に基づく出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、本契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が解除された場合において、本件事業地に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（第 11 条又は第 25 条の規定に基づき設計業務又は工事業務の一部を委託され、又は請け負った者の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、本件事業地を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件事業地の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本件事業地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する乙のとるべき措置の期限及び方法等については、本契約の解除が第 52 条の規定によるとき又は第 55 条第 2 項各号に掲げる者によるときは甲がこれを定め、第 53 条又は第 54 条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いてこれを定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する乙のとるべき措置の期限及び方法等については、甲が乙の意見を聴いてこれを定めるものとする。

(保全義務)

第 57 条 乙は、契約解除の通知の日から第 56 条の規定による検査の時まで、本件地盤改良整備の出来形部分について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 58 条 乙は、第 56 条の規定による検査と同時に、設計図書等その他の本件工事の施工に係る書類（以下「設計図書等資料」という。）を甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、本契約に従い引渡しを受けた設計図書等資料を、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。乙は、甲による設計図書等資料の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第8章 損害賠償等

(遅延利息)

第59条 甲又は乙が本契約に基づいて履行すべき請負代金その他の金銭の支払を遅延した場合、当該遅延した金額につき、履行すべき日（以下この項において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭の支払債務の履行が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、甲については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、乙については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、それぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは、甲及び乙は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第60条 前条に定める場合のほか、甲が本契約上の義務に違反した場合、乙は、甲に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

2 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が本契約上の義務に違反した場合、甲は、乙に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

第9章 法令変更等

(通知等)

第61条 甲又は乙は、法令変更等により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

第62条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため、速やかに設計及び施工、本契約書又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更等の公布日から120日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は、当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙8に定める負担割合によるものとする。
- 3 甲又は乙は、前2項の場合において、請負代金の減額を目的とした要求水準書の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方当事者に対して請負代金の減額等について協議を行うことを求めることができる。
- 4 法令変更等に起因して、本件地盤改良整備の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議の上、竣工予定日を変更することができる。

(法令変更等による契約の終了)

第63条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第56条の規定に従う。
- 3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用の甲と乙の負担割合は、別紙8のとおりとする。

第 10 章 不可抗力

(通知の付与)

第 64 条 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び損害額の負担等)

第 65 条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに設計及び施工、本契約書又は要求水準書の変更並びに損害額の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 60 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は、当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担割合は、別紙 9 の定めによるものとする。
- 3 不可抗力に起因して、本件地盤改良整備の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議の上、竣工予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

第 66 条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は甲に重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第 67 条 第 65 条の規定にかかわらず、不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 56 条の規定に従う。
- 3 第 1 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の甲と乙の負担割合は、別紙 9 のとおりとする。

第11章 協議会等の設置

(実務者会議等)

第68条 甲及び乙は、本事業の実施に関する情報交換等を行うため、実務者による会議を設置する。

2 前項に定める会議の構成及び開催方法等については、甲及び乙が協議して別に定める。

(係争調整会議)

第69条 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する甲及び乙の間の紛争を予防し、解決することを目的として、係争調整会議を設置することができる。

2 前項に定める係争調整会議においては、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約に関する解釈並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行うことができる。

3 第1項に定める係争調整会議は、甲の関係所属長、乙の各組合員の役職員並びに甲及び乙が必要に応じ随時その協議により構成員と定める本事業の関係者によって、これを構成するが、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることもできる。

4 第1項に定める係争調整会議を設置する場合、その構成、議事録の作成その他の運営に関する事項は、甲及び乙の協議によって定める。

第12章 著作権等

(著作権等の帰属)

第70条 甲が、本事業の入札手続において、又は本契約に基づき、乙又は各組合員に対して提供した情報、書類及び図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権の譲渡等)

第71条 甲は、成果物について甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 成果物のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件地盤改良整備の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 本件地盤改良整備や関連工事等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第72条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第73条 乙は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下この項及び次項において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと及び乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の指定する工事材料又は施工方法を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第74条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その

使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

第13章 その他

(公租公課の負担)

第75条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(秘密保持等)

第76条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知りえたすべての情報の内容を自己の役員及び従業員（以下この項及び次項において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、当該情報が次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本契約の締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づき開示する場合
- (6) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (7) その他法令に基づき開示する場合

2 乙は、乙の役員等が、前項の秘密を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、第11条又は第25条の規定に基づき設計業務又は工事業務の一部を委託し、又は請け負わせる契約において、委託先又は請負人に第1項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとし、当該委託先又は当該請負人をして、甲に対し当該義務を負う旨の確約書を差し入れさせる。

(契約上の地位の譲渡)

第77条 乙及び各組合員は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して甲との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。

2 甲は、前項に定める行為が、乙の運営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

(監査等への協力)

第78条 乙は、甲が受ける甲の監査その他必要な検査等に協力しなければならない。

(管轄裁判所)

第79条 本契約に関して発生したすべての紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第80条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(その他)

- 第 81 条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。
- 2 甲は、本契約に基づくすべての行為を乙の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、乙のすべての構成員に対して行ったものとみなされ、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づくすべての行為について、当該代表者を通じて行われなければならない。
 - 3 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 5 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
 - 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約書、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
 - 7 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

別紙 1 用語の定義集（第 1 条関係）

1. 「請負代金」とは、甲が乙に支払う本事業の実施による請負代金の総額をいい、その算定方法は別紙 7 によるものとする。
2. 「設計図書等」とは、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき乙が作成する本件地盤改良整備の設計の内容を示す設計図書であって、別紙 3 に記載される書類等をいい、乙が本件地盤改良整備の設計を作成する過程で開発されたプログラム（著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。第 9 項及び第 10 項において同じ。）及びデータベース（同条第 1 項第 10 号の 3 に規定するデータベースをいう。第 9 項及び第 10 項において同じ。）がある場合は、当該プログラム及び当該データベースを含む。
3. 「許認可」とは、許可、認可、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。
4. 「工事企業」とは、乙の構成員であり、主として工事業務を行う者である株式会社●及び株式会社●をいう。
5. 「工事業務」とは、本件工事に係る業務をいう。
6. 「事業期間」とは、本契約の締結日から第 51 条に定める本契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
7. 「事業者提案」とは、乙（共同企業体の組成前の場合にあつては、各組合員をいう。）が甲に対して令和●年●月●日付けで提出した本事業の実施に係る提案書類一式（その後の甲の同意に基づく明確化事項を含む。）をいう。
8. 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌暦年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう（ただし、初年度は、本契約の締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）。
9. 「竣工図書」とは、竣工確認通知後に乙から甲に提出される設計図書であって、別紙 6 に記載される書類等をいい、乙が設計を作成する過程で開発されたプログラム及びデータベースがある場合は、当該プログラム及び当該データベースを含む。
10. 「成果物」とは、設計図書等、竣工図書その他乙が本契約又は甲の請求により甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいい、乙が設計を作成する過程で開発されたプログラム及びデータベースがある場合は、当該プログラム及び当該データベースを含む。
11. 「施工期間」とは、本件工事着工日から本件竣工確認通知日までの期間をいう。
12. 「施工計画書」とは、工事業務の実施に先立ち、工事業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書をいう。

13. 「設計企業」とは、乙の構成員であり、主として設計業務を実施する者である株式会社●をいう。
14. 「設計業務」とは、本件地盤改良整備の設計に係る業務をいう。
15. 「設計・施工期間」とは、本契約の締結日から本件竣工確認通知日までの期間をいう。
16. 「調査業務」とは、測量及び地質調査その他の本件地盤改良整備の設計及び工事に付随して必要となる調査並びに本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び地下水位低下その他周辺環境に与える影響（地下水の水質及び水量への影響を含む。）の調査並びにそれらの関連業務をいう。
17. 「入札説明書等」とは、本事業に係る入札説明書及びその添付資料（ただし、要求水準書及び事業契約書（案）を除く。）並びにそれに係る質問回答書（ただし、要求水準書に係る質問回答書及び事業契約書（案）に係る質問回答書を除く。）をいう。
18. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書又は入札説明書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
19. 「法令変更等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更又は新設をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更又は新設を含む。
20. 「本契約」とは、令和●年●月●日付け「東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業契約書」をいう。
21. 「本件工事着工日」とは、乙が本件工事に着工した日をいう。
22. 「本件事業地」とは、別紙4に示す本事業の実施区域（公有水面も含む。）をいう。
23. 「本事業」とは、東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業をいう。
24. 「要求水準」とは、甲が本事業の実施にあたり、要求水準書に基づき乙に履行を求める性能又は機能の水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、甲乙協議の上、事業者提案の記載を要求水準書の記載に優先することができるものとする。
25. 「要求水準書」とは、入札説明書等に添付された「東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業 要求水準書」（その後の追加及び変更を含む。）及びそれに係る質問回答書をいう。

別紙2 日程表（第3条、第19条関係）

業務等	期日
設計図書等の提出予定日	令和●年●月●日
本件工事の着工予定日	令和●年●月●日
本件工事の完了予定日	令和●年●月●日
本件工事の竣工予定日	令和●年●月●日

別紙3 設計図書等一覧（第19条関係）

○設計図 3部（A3判 2つ折り）

○工事費概算書 1部

○工事費内訳書 1部

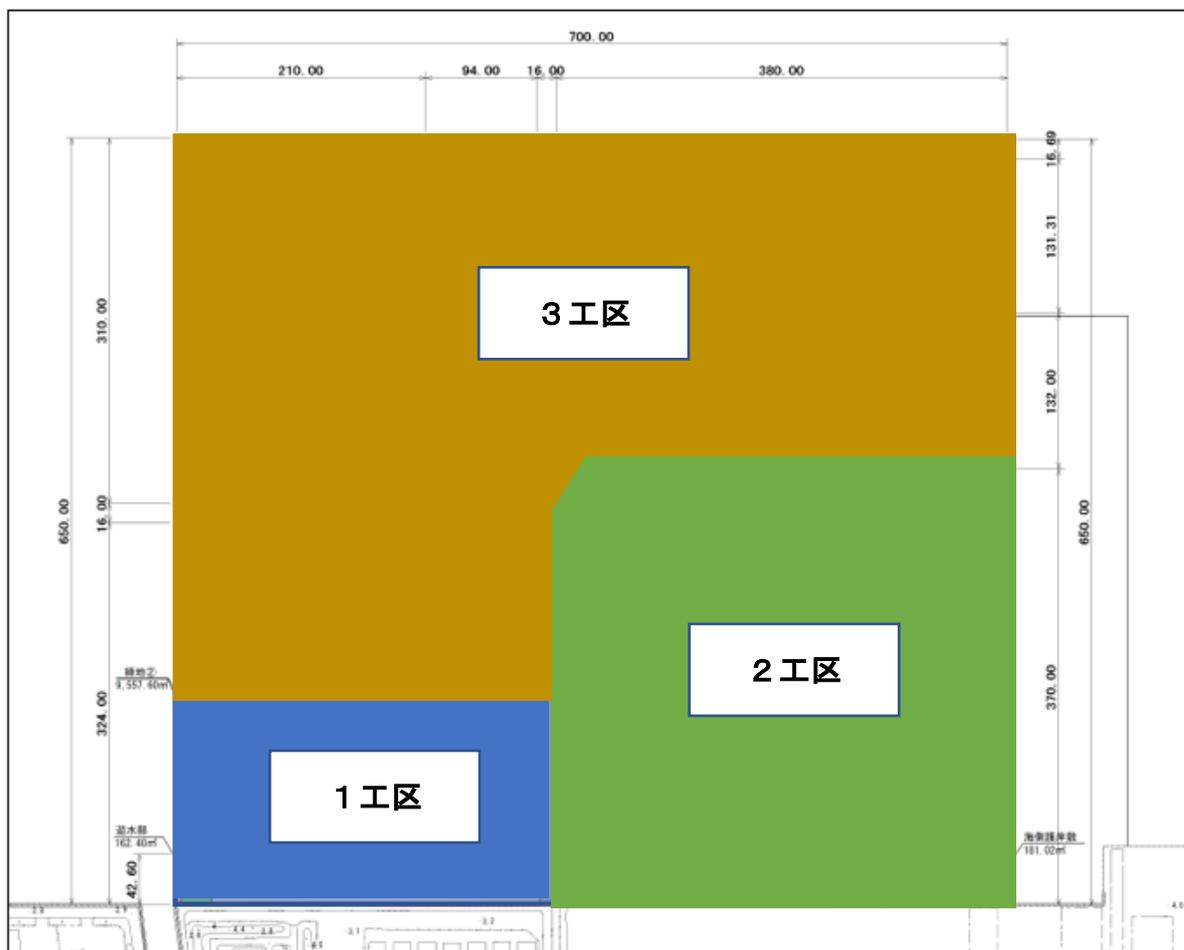
○数量計算書 1部

※データも提出することとし、データ形式及び提出方法等は、別途甲の指示による。

※図面・資料等については、事業者提案のほか、甲との協議等により適宜追加するものとする。

別紙 4 本件事業地（第 20 条関係）

本件事業地は、下記図のうち、1 工区及び 3 工区



竣功済み 1 工区

地番 西条市ひうち字西ひうち 30 番、31 番及び 32 番

面積 57,651.19 m²

2 工区

地番 西条市ひうち字西ひうち 33 番

面積 140,367.1 m²

別紙5 乙が加入すべき保険等（第28条関係）

1 建設工事保険

(1) 保険種類

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件工事の施工期間中に発生した工事目的物（工事目的物がある場合）及び工事材料の損害を担保する。

(3) 付保条件

① 担保範囲は、本件工事のすべてとする。

② 保険期間は、本件工事に係る着工日から工事完了日までとする

2 その他の保険

上記以外に、事業者提案において乙により付保することとされた保険については、事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

なお、乙が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに甲に提示しなければならない。

別紙6 竣工図書（第43条関係）

○竣工図 3部（A3判 2つ折り）

○施工図 3部（A3判 2つ折り）

○工事写真 1部

○測量データ

※データも提出することとし、データ形式及び提出方法等は、別途甲の指示による。

※図面・資料等については、事業者提案のほか、甲との協議等により適宜追加するものとする。

別紙 7 請負代金の算定及び支払方法（第 47 条—第 49 条関係）

（請負代金の支払）

第 1 乙は、本契約書第 37 条第 1 項の規定による竣工確認通知を受領したときは、次のとおり請負代金の支払を請求することができる。

金 円

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

（前金払）

第 2 乙は、保証事業会社と、契約書記載の竣工予定日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金の 10 分の 4 に相当する額以内の額の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 甲は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 乙は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の竣工予定日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金の 10 分の 2 に相当する額以内の額の中間前払金の支払を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

6 乙は、請負代金が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の 10 分の 4（第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）に相当する額から受領済の前払金額（中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 3 までにおいて同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

- 7 乙は、請負代金が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）に相当する額を超えるときは、乙は、請負代金が減額された日から20日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第5に規定する部分払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金が減額された日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 9 甲は、乙が第7項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 乙は、第5に規定する部分払を請求した後にあっては、第4項及び第5項の中間前払金を請求することができない。

（保証契約の変更）

- 第3 乙は、第2第6項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定めるもののほか、請負代金が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第4 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施

工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

- 2 前項の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を充当してはならない。

(部分払)

第5 乙は、甲の指示により早期に竣工すべき場所を指定した場合、また工事の完成前に出来形部分及び工事現場に搬入済の工事材料のうち、甲が認めたものに相応する請負代金相当額の10分の9に相当する額以内の額について、部分払を請求することができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分及び工事現場に搬入済の工事材料の施工の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって、甲に確認を請求しなければならない。

- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの下、設計図書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 5 乙は、第3項の規定による通知があったときは、部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金})$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

- 8 乙は、第2の第4項及び第5項に規定する中間前払金を請求した後であっても、部分払を請求することができない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末

の部分払に限り請求することができる。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第6 乙は、甲が第2の4項において準用する第1の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金を変更し、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第7 甲又は乙は、契約期間内で、かつ、本件契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金から甲が確認した当該請求時の出来形部分に相応する代金額を控除した額をいう。以下本条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下本条において同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が調わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「本件契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金変更の基準とした日」、同項中「12月」とあるのは、「6月」とするものとする。

5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情の発生により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項若しくは第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 9 変更後の請負代金に1,000円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。
- 10 本件契約の規定により乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

（債務負担行為に係る特則）

第8 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	円
令和8年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度	円
令和8年度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第9 第2及び第3の規定は、債務負担行為に係る契約の前金払について準用する。この場合において、第2の第1項及び第4項中「契約書記載の竣工予定日」とあるのは「契約書記載の竣工予定日（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第2の第1項、第4項、第6項、第7項及び

第8項並びに第3の第2項中「請負代金」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第5の第1項の請負代金相当額（以下この条及び第10において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えるものとする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書等に定められているときには、同項の規定により準用される第2の第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書等に定められているときには、同項の規定により準用される第2の第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における契約金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第2の第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における前払金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第3の第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

- 第10 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における前払金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第5の第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9 / 10$

－ (前会計年度までの支払金額+ 当該会計年度の部分払金額)

－ { 請負代金相当額－ (前会計年度までの出来高予定額+ 出来高超過額) }

\times 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年度 1回

令和8年度 4回

別紙8 法令変更等による増加費用の負担割合（第40条、第62条、第63条関係）

本契約書第62条に規定する法令変更等に基づいて増加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

	甲負担割合
1. 本事業に直接関係する法令変更等（税制度の変更又は新設を除く。）並びに消費税の範囲及び税率の変更の場合	100%
2. 1.以外の法令変更等（税制度の変更又は新設を除く。）、資産保有等に係る税制度変更又は新設、事業者の利益に課せられる税制度変更（法人税の税率の変更を含む。）又は新設その他1.以外の税制変更の場合	0%

なお、1.の「本事業に直接関係する法令変更等」とは、特に本事業及び本事業類似事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で乙の費用に影響があるものを意味することとし、これに該当しない営利法人に一般的に適用される法令の変更又は新設は含まれない。

別紙 9 不可抗力による損害等の負担割合（第40条、第42条、第65条、第67条関係）

1. 不可抗力による損害の対象

不可抗力による損害の対象は、以下のとおりとする。

- ① 設計・施工期間の変更、延期及び短縮に伴う請負代金
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び事業者提案又は設計図書等の変更等に伴う増加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急措置費用
- ④ 損壊した対象施設等の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事中機械及び設備、仮設工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 設計・施工期間の変更、延期及び短縮に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う増加費用
- ⑥ 設計・施工期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損害及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の逸失利益は除く。）

2. 不可抗力による損害の分担

(1) 設計・施工期間

設計・施工期間中に不可抗力が生じ、業務に関して乙に損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、設計・施工期間中の累計で請負代金に相当する額の合計額（以下本号において「請負代金相当額」という。）の100分の1に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち設計・施工期間中は請負代金相当額の100分の1を超える部分を甲の負担部分から控除する。

(2) 前号に定める金額には、消費税及び地方消費税を含む。